

新潟県条例第33号

コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び同条第10項に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第6条 <u>コロニーの管理は、知事が指定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定管理者にコロニーの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第1条第2項に規定する業務</u></p> <p>(2) <u>第2条に規定する入所の承認に関する業務</u></p> <p>(3) <u>コロニーの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務</u></p> <p><u>(利用料金等)</u></p> <p>第8条 <u>指定管理者による管理の場合には、第3条及び第4条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第10項に規定する施設入所支援及び同条第12項に規定する自立訓練</u>に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。</p> <p>第5条 (略)</p>

- 2 指定管理者による管理の場合には、コロニーにおいて診療を受けた者及び第3条第2項の表の左欄に掲げる者は、その料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 利用料金の額は、第3条第1項から第3項までに規定する額とする。
- 5 前項の規定によるほか、指定管理者は、必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。
- 6 指定管理者による管理の場合には、コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところによりその料金を指定管理者に納めるものとする。

(指定管理者の指定)

第9条 第6条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切なコロニーの管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。

(1) コロニーの運営において、知的障害児者の平等利用が確保されること。

(2) 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の関係法令の規定を遵守してコロニーの管理を行うことができること。

(3) コロニーの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(4) コロニーの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者の告示)

第10条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(実施規定)

第11条 この条例に定めるもののほか、コロニーの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、コロニーの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条を第11条とし、同条の前に5条を加える改正（第9条及び第10条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。